

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

2020 年 4 月 28 日

イオン九州株式会社

2020 年 4 月 28 日

吸収合併に係る事前開示事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

代表取締役社長 柴田 祐司

イオン九州株式会社(以下「イオン九州」といいます。)は、2020 年 9 月 1 日を効力発生日、イオン九州を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社(以下「MV九州」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に係る吸収合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結することを決定いたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

2020 年 4 月 10 日付でイオン九州とMV九州が締結した本合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 1 号)

(1) 本合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

① 本合併に係る割当ての内容

会社名	イオン九州 (吸収合併存続会社)	MV九州 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	1.5

(注 1) 本合併に係る割当比率(以下「本合併比率」といいます。)

イオン九州は、MV九州の普通株式(以下「MV九州株式」といいます。)1 株に対して、イオン九州の普通株式(以下「イオン九州株式」といいます。)1.5 株を割当て交付いた

します。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付するイオン九州株式数

イオン九州は、本合併によりイオン九州株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。イオン九州は、本合併に際して、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）のMV九州の株主名簿に記載又は記録されたMV九州の株主（ただし、イオン九州及びMV九州を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数のイオン九州株式を割当て交付する予定です。したがって、MV九州の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV九州の2020年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、イオン九州が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、イオン九州の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるMV九州の株主の皆様におかれましては、イオン九州株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びイオン九州の定款の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のイオン九州株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、イオン九州の単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオン九州に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、イオン九州株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV九州の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、イオン九州が、MV九州株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

下記(ウ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、イオン九州はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、MV九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリ

ジェンス（以下「アーク・フィナンシャル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付で行ったイオン九州とMV九州の経営統合に関する基本合意書締結に係る公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

イオン九州及びMV九州は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、協議継続のお知らせの通り、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

イオン九州においては、下記（エ）「利益相反を回避するための措置」のi）「イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、MV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である久留百合子氏、並びにMV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、イオン九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関するイオン九州の決定がイオン九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、イオン九州の第三者算定機関であるSMB C日興証券による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、MV九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

MV九州においては、下記（エ）「利益相反を回避するための措置」のiii）「MV九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、イオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外取締役であり、かつ独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏から2020年4月10日付で受領した本合併の目的の正当性、MV九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV九州の決定がMV九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、イオン九州と複数回にわたり慎重に

協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

このように、イオン九州及びMV九州は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020年4月10日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

(イ) 算定に関する事項

i) 算定機関の名称及び各社との関係

イオン九州の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、イオン九州、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルは、イオン九州、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ii) 算定の概要

イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

SMB C日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
イオン九州	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.02～1.12
DCF法	DCF法	1.49～4.02

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、イオン九州株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン九州については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を6.45%～7.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。それらの結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.49～4.02として算定しております。

SMB C日興証券は、合併比率の算定に際して、イオン九州及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン九州及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン九州及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イオン九州及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されております。

なお、SMB C日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

SMB C日興証券がDCF法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2020年2月期においては、店舗オペレーションコストをはじめとする販売費及び一般管理費の減少に努めることで、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。2021年2月期においては、新規出店による営業収益の増加で営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

また、MV九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事

業年度は含まれていません。

他方、MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

アーク・フィナンシャルの各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

イオン九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

イオン九州株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
イオン九州	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.015～1.123
DCF法	DCF法	1.625～2.640

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、イオン九州株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、イオン九州については、イオン九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したイオン九州の財務予測に基づき、イオン九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測したうえで、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、イオン九州については、割引率を4.39%～4.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を5.02%～5.52%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.625～2.640として算定しております。

アーク・フィナンシャルは、合併比率の算定に際して、イオン九州及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、イオン九州及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アーク・フィナンシャルの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、イオン九州及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、イオン九州及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されております。

なお、アーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

アーク・フィナンシャルがDCF法による算定の前提としたイオン九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021年2月期においては、売上総利益率の改善による売上総利益及び営業総利益の増加に加え、新規出店による営業収入の増加で営業利益の大幅増加を見込んでおります。

また、MV九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていません。

（ウ） 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがイオン九州及びMV九州それぞれの親会社であることから、本合併はイオン九州、MV九州それぞれにとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

イオン九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記（イ）「算定に関する事項」のii）「算定の概要」をご参照ください。

なお、イオン九州は、SMB C日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。

算定書の概要は、上記（イ）「算定に関する事項」のii）「算定の概要」をご参照ください。

なお、MV九州は、アーク・フィナンシャルから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（エ） 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがイオン九州及びMV九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

i) イオン九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

イオン九州の取締役会は、本合併がイオン九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、MV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにMV九州及びイオンと利害関係を有しないイオン九州の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、本合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合がイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の2名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、SMB C日興証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、イオン九州の企業価値向上に資するものであり、本合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、本合併を含む本経営統合はイオン九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でイオン九州の取締役会に提出しております。

なお、久留百合子氏及び阪口彰洋氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

ii) イオン九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

イオン九州の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの執行役を兼任している岡崎双一氏、イオン子会社の代表取締役を兼任している平松弘基氏、並びにイオン子会社の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘氏は、イオン又はイオン子会社の立場で本合併の協議及び交渉に関与しておらず、特別利害関係を有するものとも

考えられないことから、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020年4月10日開催のイオン九州の取締役会における本合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、イオン九州の取締役8名のうち、上記5名を除く3名の取締役により、本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決したうえで、その後、森美樹氏、岡崎双一氏、平松弘基氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む8名の取締役によりあらためて本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決しております。

また、イオン九州の監査役4名のうち原伸明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している原伸明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記イオン九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

iii) MV九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV九州の取締役会は、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外取締役であり、かつ、独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びにイオン九州及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏の3名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、アーク・フィナンシャルが作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、MV九州の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併はMV九州の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でMV九州の取締役会に提出しております。

なお、青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

iv) MV九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監

査役全員の異議がない旨の意見

2020年4月10日開催のMV九州の取締役会では、MV九州の取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役3名のうち古賀和孝氏が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、MV九州の監査役のうち、過去イオン九州の取締役であった宮崎雅典氏及びイオン子会社の監査役を兼務している久家基裕氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加するイオン九州の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、イオン九州が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第191条第2号)

イオン九州は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げるMV九州の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するMV九州の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げるイオン九州の新株予約権を割当て交付いたします。

これは、MV九州の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、イオン九州が、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したイオン九州の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時におけるMV九州の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するMV九州の新株予約権1個につき、イオン九州の新株予約権1個の割合をもって交付することとしたものであり、その内容は相当と判断しております。

なお、MV九州は新株予約権付社債を発行しておりません。

	第 1 欄			第 2 欄	
	名称	内容	新株予約権 の残存数 (個)	名称	内容
①	マックスバリュ九州株式会社 第 1 回新株予約権	別紙①-1 記載	57 個	イオン九州株式会社 第 14 回新株予約権	別紙①-2 記載
②	マックスバリュ九州株式会社 第 2 回新株予約権	別紙②-1 記載	30 個	イオン九州株式会社 第 15 回新株予約権	別紙②-2 記載
③	マックスバリュ九州株式会社 第 3 回新株予約権	別紙③-1 記載	30 個	イオン九州株式会社 第 16 回新株予約権	別紙③-2 記載
④	マックスバリュ九州株式会社 第 4 回新株予約権	別紙④-1 記載	74 個	イオン九州株式会社 第 17 回新株予約権	別紙④-2 記載
⑤	マックスバリュ九州株式会社 第 5 回新株予約権	別紙⑤-1 記載	23 個	イオン九州株式会社 第 18 回新株予約権	別紙⑤-2 記載
⑥	マックスバリュ九州株式会社 第 6 回新株予約権	別紙⑥-1 記載	57 個	イオン九州株式会社 第 19 回新株予約権	別紙⑥-2 記載
⑦	マックスバリュ九州株式会社 第 7 回新株予約権	別紙⑦-1 記載	109 個	イオン九州株式会社 第 20 回新株予約権	別紙⑦-2 記載
⑧	マックスバリュ九州株式会社 第 8 回新株予約権	別紙⑧-1 記載	109 個	イオン九州株式会社 第 21 回新株予約権	別紙⑧-2 記載

(注)「新株予約権の残存数」欄には 2020 年 4 月 10 日現在の個数を記載している。なお、本合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第 1 欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第 2 欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第 1 欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が 0 個になったときは、それに相当する第 2 欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）
該当事項はありません。
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

イオン九州の 2020 年 2 月 29 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 98,911 百万円及び 84,763 百万円です。

また、MV九州の 2020 年 2 月 29 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 41,261 百万円及び 25,956 百万円です。

それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、その資産の額及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されていません。したがって、本合併の効力発生日以後のイオン九州の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後のイオン九州の収益及びキャッシュフローの状況について、イオン九州の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測しておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、イオン九州の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容（会社法 794 条第 1 項）



吸収合併契約書

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
(商号) イオン九州株式会社
(住所) 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
 - (2) 吸収合併消滅会社
(商号) マックスバリュ九州株式会社
(住所) 福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

第2条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1.5を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.5株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株主の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令に基づき処理するものとする。

第3条（本吸収合併に際して交付する新株予約権）

1. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第1欄			第2欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数（個）	名称	内容
①	マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権	別紙①-1 記載	57個	イオン九州株式会社 第14回新株予約権	別紙①-2 記載

第1欄				第2欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数（個）	名称	内容
②	マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権	別紙②-1 記載	30個	イオン九州株式会社 第15回新株予約権	別紙②-2 記載
③	マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権	別紙③-1 記載	30個	イオン九州株式会社 第16回新株予約権	別紙③-2 記載
④	マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権	別紙④-1 記載	74個	イオン九州株式会社 第17回新株予約権	別紙④-2 記載
⑤	マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権	別紙⑤-1 記載	23個	イオン九州株式会社 第18回新株予約権	別紙⑤-2 記載
⑥	マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権	別紙⑥-1 記載	57個	イオン九州株式会社 第19回新株予約権	別紙⑥-2 記載
⑦	マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権	別紙⑦-1 記載	109個	イオン九州株式会社 第20回新株予約権	別紙⑦-2 記載
⑧	マックスバリュ九州株式会社第8回新株予約権	別紙⑧-1 記載	109個	イオン九州株式会社 第21回新株予約権	別紙⑧-2 記載

（注）「新株予約権の残存数」欄には2020年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

2. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑧までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 第1項にかかわらず、乙は以下の各号の剰余金の配当を行うことができるものとし、乙において効力発生日の前に当該剰余金の配当の決議がなされた場合は、甲は、本吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。
 - (1)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと
 - (2)2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第9条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（停止条件）

本吸収合併は、第5条の定めにかかわらず、2020年4月10日付けで甲及びイオンストア九州株式会社（以下「丙」という。）の間で締結された吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生ずることを停止条件として効力を生ずるものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役社長 柴田 祐司



乙：福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役社長 佐々木 勉



マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

217 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は 21,700 株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2013 年 6 月 10 日から 2028 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2012年5月11日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2013年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第14回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2028年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記 5.① (ア) から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の名称
マックスバリュ九州株式会社第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- (2) 新株予約権の総数
217 個を上限とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 21,700 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- (4) 新株予約権の発行価額
割当日における会計上の公正な評価額で発行する。
- (5) 新株予約権の払込金額
新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)
- (7) 新株予約権を行使できる期間
2014年6月10日から2029年6月9日までとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2013年5月14日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2014年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第15回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2029年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

194 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 19,400 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2015 年6月10日から2030年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2014年5月23日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（9人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2015年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第16回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2030年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記 5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から 5 年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（イ）禁固以上の刑に処せられた場合

（ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

（エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合

（オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内 1 名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は 1 株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の 2 分の 1（1 円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

183 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 18,300 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2016 年 6 月 10 日から 2031 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2015年5月22日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（8人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2016年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第17回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2031年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

たは権
予約権

の決議

を承諾

社は取

担保に

承継者」
者が死

を行わ

金及び

本金の
上げる。）

額とす

。社外

以上

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

98 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とし、全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 9,800 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

(7) 新株予約権を行使できる期間

2017 年 6 月 10 日から 2032 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

以上

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2016年5月20日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（3人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2017年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第18回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2032年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

109 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は

2,100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 10,900 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×1÷分割（または併合）の比率

(7) 新株予約権を行使できる期間

2018 年 6 月 10 日から 2033 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2017年5月19日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（4人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2018年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第19回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2033年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア） 当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ） 当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ） 合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 新株予約権の総数

109 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は10,900株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

(7) 新株予約権を行使できる期間

2019年6月10日から2034年6月9日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して

行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供すること

とはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2018年5月17日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（4人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2019年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第20回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2034年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

以上

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

(エ)8. に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1(1円未満の端数は切り上げる。)とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙⑧-1

マックスバリュ九州株式会社第 8 回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称

マックスバリュ九州株式会社第 8 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

(2) 新株予約権の総数

86 個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100 株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行または移転される当社普通株式は 8,600 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1 円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権 1 個当たり 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割 (または併合) の比率)

(7) 新株予約権を行使できる期間

2020 年 6 月 10 日から 2035 年 6 月 9 日までとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)(11)に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(11)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(12)新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(13)新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

(14)新株予約権の対象者及びその人数

2019年5月24日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（3人。社外取締役を除く。）に割り当てる。

(15)新株予約権の割当日

2020年5月10日とする。

以上

イオン九州株式会社第21回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

イオン九州株式会社第21回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×（1÷分割（または併合）の比率）

4. 新株予約権を行使できる期間

2020年9月1日から2035年6月9日までとする。

5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限り、なお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

6. 新株予約権の消却事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記 5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（イ）禁固以上の刑に処せられた場合

（ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

（エ）8. に定める権利承継者が死亡した場合

（オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上



別紙 2

吸収合併消滅会社についての最終事業年度に係る
計算書類等の内容

■マックスバリュ九州株式会社の2020年2月期に係る計算書類等

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における経済環境は、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等により海外経済の減速傾向が強まるなか、香港や韓国といった近隣国における政治・経済情勢の動揺も重なり、外部環境は厳しさを増しております。国内的にも自然災害の発生や消費税率引上げ等により、経済の先行き不透明感が拭えず、個人消費の低下が懸念されるなど、生活者の消費購買意欲については、依然として不安定な状況が続いております。

九州における食品小売業界におきましても、消費増税や社会保険負担増等可処分所得への影響などからの消費マインドの悪化や、ドラッグストアやディスカウントストアの食品販売進出の拡大や、コンビニエンスストアの出店攻勢等によって、顧客獲得競争が激化しております。さらに原材料や資材価格の高止まりと人手不足による物流コスト・労働単価の上昇に加え、お客さまの食の安全安心を含めた品質を重視する傾向が強まり続けるなど、当社を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増しております。

当社はこのような経営環境のなか、『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョンのもと、社会から求められる存在意義を踏まえ、持続的成長を目指し、更なる生産性向上を推進するため、新規出店及び既存店の活性化を継続実施するとともに、熾烈な競争に打ち勝ちながら成長の原資を確保するための収益構造の改革に取り組んでまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高 182,627 百万円(前年同期比 102.9%)、営業利益 2,449 百万円(前年同期比 101.7%)、経常利益 2,463 百万円(前年同期比 101.3%)、当期純利益 1,228 百万円(前年同期比 114.8%)となり、増収増益となりました。

当事業年度に取り組みました主な内容につきましては、次のとおりです。

(店舗数拡大による客数の増加及び商勢圏拡大への取り組み)

事業基盤の安定的拡大を図るため、新規出店や店舗承継、スクラップアンドビルドに取り組んでまいりました。

事業基盤の拡大の要として6店舗を新規出店しました。2019年5月にザ・ビッグ大牟田店(福岡県大牟田市)、マックスバリュエクスプレス千早駅前店(福岡市東区)をオープンしました。また、同年7月に久留米市における2店舗目となるビッグ業態店舗として、ザ・ビッグ久留米すわの店(福岡県久留米市)をオープンしました。

同年9月には北部九州・山口でスーパーマーケット事業を展開しておりました株式会社レッドキャ

ベツから店舗を承継し、レッドキャベツみらい長崎ココウォーク店（長崎県長崎市）をオープンしました。来店されるお客さまのライフスタイルに合わせた商品提供に取り組み、地域催事やイベント、学校行事など地元マーケットへ積極的に対応を図り、「品揃え」・「品質」・「安さ」・「便利」・「サービス」の提供に取り組んでおります。

さらに、同年 10 月にマックスバリュ帯山店（熊本市中央区）を熊本市内の帯山地区に当社として初出店し、同年 11 月にマックスバリュ諫早西部台店（長崎県諫早市）をイオンタウン諫早西部台ショッピングセンターの核テナントとして出店しました。

なお、8 月に発生した「令和元年 8 月豪雨」で甚大な被害を受けたマックスバリュ武雄店（佐賀県武雄市）は一時的に営業停止となったものの、災害防止や防衛策を十分に検討した上で、同年 11 月にザ・ビッグ武雄店として開店しました。店舗の業態は変わりましたが、以前と同様に地域に根差しお客様に支持される店舗作りを目指しております。

この結果、当事業年度末における店舗数は、162 店舗（福岡県 58 店舗、佐賀県 19 店舗、長崎県 19 店舗、熊本県 25 店舗、大分県 13 店舗、宮崎県 15 店舗、鹿児島県 13 店舗）となりました。

（営業における取り組み）

営業面の取り組みとしては、11 店舗の改装を行うとともに、3 店舗の売場・商品見直しを中心とした小規模改装を実施しております。「ライフスタイル提案型」のマックスバリュモデルの活性化実績を基に、多様化する地域のお客さまニーズの変化への対応を図り、商品構成や品揃えの見直しを実施するとともに、生鮮食品を中心に地域・地場商品の品揃えを拡大しました。店舗の外装や店内設備につきましても、省エネ・節電対策として老朽化した冷凍・冷蔵ケースの入替、店内作業の削減や人材不足解消に対応したセミセルフレジ・引き出し式什器の導入、お客さまに安心してお買物をしていただけるよう駐車場や出入口の設備等の改善を実施しています。

また、ローコストオペレーションへの取り組みとして、昨年度にスタートしました旬鮮工房（福岡水産パックセンター）の商品供給エリアや導入店舗数の拡大を順次進めております。また、店舗収益力の強化への取り組みとして、品揃えの標準化・差別化・鮮度の向上を図るとともに、店舗作業の軽減によりオペレーションコストを低減しております。

販売費及び一般管理費につきましては、依然として慢性的な人材確保難や賃金の上昇により、労務費用が増加傾向にあります。また、海外経済の動向や円安の影響による資材コストの上昇や、原油価格上昇による水道光熱費の高騰が続きました。さらに、当事業年度は消費増税に対応したシステム導入等によるイニシャルコストの増加がありました。一方で、WAON カードによる顧客分析システムの活用によるお客さま情報分析や商圈分析により、紙媒体のチラシ配布枚数や配布エリアを見直すとともに、アプリ・SNS を活用した販促効率化を推進することで、効率的な販売促進活動に取り組みました。また、店舗作業の軽減を目的とした自動発注システムの対象部門拡大や、お支払セミセルフレジの導入を積極的に推進するとともに、従業員の働き方を変える施策を行いオペレーションコストの削減を推進しました。さらに、9 月 1 日より全店舗にてレジ袋無料配布を中止したことで、環境負荷軽減に取り組むとともに、レジ袋費用やお買物袋持参値引き費用等の削減にもつながっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における当社の主要な設備投資は、6店舗の新設や1店舗の業態転換、既存店舗の改装及びレジ入替によるもので、総額 2,379 百万円の設備投資を行いました。これらの資金は自己資金及び借入金によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第 15 期 (2017 年 2 月期)	第 16 期 (2018 年 2 月期)	第 17 期 (2019 年 2 月期)	第 18 期 (当事業年度) (2020 年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	170,353	175,211	177,499	182,627
経 常 利 益 (百万円)	2,647	2,170	2,431	2,463
当期純利益 (百万円)	1,117	900	1,070	1,228
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	148.34	119.36	141.62	162.12
総 資 産 (百万円)	36,102	36,113	37,300	41,261
純 資 産 (百万円)	12,973	13,609	14,483	15,305
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,712.61	1,794.02	1,905.11	2,010.40

(注)第 18 期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。

(4) 環境保全・社会貢献活動の状況

当社は、環境保全や社会貢献を事業活動の一環として取り組むことが、地域に根ざした小売業の使命であると認識しております。

当事業年度は次の活動を進めてまいりました。

① I S O14001 の基準に基づく環境保全活動の実施

② 植樹活動の実施

当事業年度は新店やイオン環境財団との共催により、地域のお客さまとともに植樹しました。

* マックスバリュ帯山店 1,217 本 (2019 年 10 月 20 日 (日))

* 宮崎県綾町 イオンの森づくり 3,000 本 (2019 年 10 月 19 日 (土))

③ トレー、牛乳パック及び空き缶のリサイクル運動、買物袋持参運動並びにマイバスケ運動の実施

④ レジ袋の有料化 (大分県及び熊本県内、北九州市の 44 店舗)

レジ袋の代金としてお客さまからお預かりした 569 千円 (2018 年度分収益金) については、大分県に 166 千円並びに熊本市に 265 千円、北九州市に 138 千円寄付いたしました。2019 年 9 月 1 日より全店でレジ袋の無料配布を中止致しました。

⑤ 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」活動の実施

福祉の増進、環境保全、環境学習、文化・芸術の振興などの分野で活躍する団体への助成を14,729千円実施いたしました。

⑥ 「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」の実施

「被災地を支援する黄色いレシートキャンペーン」では、ご投函いただいたお買い上げレシート合計額の1%を寄付いたしました。

＊「東北・熊本応援 黄色いレシートキャンペーン」(2019年3月9日から3月11日まで)

「東日本大震災ふくしまこども寄附金」1,401千円

「ふるさとくまもとづくり応援」3,269千円

⑦ エコキャップ活動の実施

ペットボトルキャップの回収を59店舗で実施し、その収益金405千円を認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会(JCV)」へ寄付いたしました。

⑧ 各種募金活動の実施

当事業年度も募金活動を積極的に実施し、お客さまから総額で31,286千円の募金をお預りし、募金振込先の指定口座へ全額を振込み致しました。

今後も、企業の社会的責任を果たすために、環境保全・社会貢献活動に継続的に取り組んでまいります。

(5) 対処すべき課題

2020年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により、全世界が混乱している状況にあり、日本国内においても蔓延の恐れが高い状況となっております。当社としても感染拡大を防止する重大局面となっており、従業員全員の情報共有及び感染防止に向けた対策・対応に取り組んでまいります。現在の状況を踏まえれば、短期的な収束は考えにくく、長期的な対策や対応が必要であると考えられます。

また、経済環境におきましても、気候変動や新型コロナウイルス等により、消費マインドの低下や家計収入の伸び悩み等により、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えられます。加えて、消費者の低価格志向の強まりや、少子高齢化と人口減、都市部への人口回帰によるマーケットの縮小、異業態の食品市場への参入拡大、少子高齢化の進行に伴う人手不足と労働単価の上昇等により、厳しい競争環境はさらに激化するものと考えられます。

このような環境のなか、当社は『『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる』というビジョン実現に向けて、従来の業務体制や事業の仕組みを変革していくことが求められており、次の施策に取り組んでまいります。

① 熾烈な競争に打ち勝つ事業モデルの変革

昨今、小商圈を対象とし業態を超えて専門特化した競合店舗が高速出店し、競争が激化しています。新たな競合環境に適合し、熾烈な競争に打ち勝つため、2016年3月より「店舗フォーマットの

分化と確立」への取り組みを継続して実施するとともに、ローコスト経営が可能なフォーマットや外部環境変化に動じないフォーマットの確立に取り組んでまいります。

目指す方向性は3つの店舗フォーマットと定義し、1) 小商圈かつコンビニエンス性を重視した都市型エクスプレスフォーマット、2) 圧倒的地域一番店を目指すライフスタイル提案型フォーマット、3) 低価格で広域商圈から集客し、生鮮食品を中心とし、より価格競争力を強化した新しい「ザ・ビッグ」フォーマットとし、地域のお客さまニーズの変化に対応し、地域シェアを高めるため新規出店並びに既存店の活性化を積極的に取り組んでまいります。

また、お客さまにとって一番魅力のある店舗として選んで頂ける「品揃え」・「商品」・「売場」・「サービス」を実現するため、九州オリジナル商品をはじめとした価値ある商品の開発や調達の強化、並びに物流コストの低減を図り、品質レベルを向上しつつ、リーズナブルな価格やサービスをお客さまにご提供できる体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、社会環境の変化に呼応して、オーガニック、ナチュラル、ウエルネス商品の品揃え拡充を図ってまいります。

② 持続的成長を実現するコスト構造の変革

依然として、慢性的な人材確保難や賃金上昇による労務費用の増額が継続し、店舗オペレーションコストは年々上昇傾向となっております。そのような厳しい環境のなか、持続的成長を実現するため、生産性向上を図るとともに、ローコストオペレーション確立に向けて取り組んでまいります。

営業面では、商品の廃棄ロス額撲滅に向け、発注・製造計画の見直しや従来の品揃えを見直し、売筋商品・死筋商品の拡縮をスピーディーに行ってまいります。

商品面では、九州オリジナル商品の開発を積極的に取り組むとともに、センターパック商品の品質レベルの向上やサプライチェーンの確立による物流コスト低減を図ることで、原価低減に取り組んでまいります。

また、福岡都市部の店舗を中心に主に商品供給を展開している「旬鮮工房」の店舗・商品・エリアの拡大を図るとともに、システム関連についても人時不足に対応したセルフレジ導入の拡大や商品発注システムの活用拡大により効率化向上に取り組んでまいります。

また、長崎・宮崎・鹿児島地区で実施しているチーム運営の意識・行動・レベルの向上を図り、兼業・副業の拡大に取り組んでまいります。部門の壁を越えたチームワークにより人件費の有効活用や節約及び一人ひとりのスキルアップを図ることにより効率化、収益性向上の実現に取り組んでまいります。

③ 食品事業の統合と成長に向けた企業構造の変革

エリアに根差した営業力強化のため、フラットな組織を志向し意思決定の早い柔軟な対応ができる組織への変革に取り組んでまいります。また、当社の成長を支える人材の採用・育成を推進するとともに、誰もが働きやすく、活躍できる会社を実現するために教育やダイバーシティ視点での働き方改革を積極的に推進してまいります。

エリア戦略の強化として事業部を県単位に再編し、新たに「佐賀・筑後事業部」を新設いたします。また、株式会社レッドキャベツから13店舗を譲受し、レッドキャベツ事業部を新設いたします。

本社組織についても、人事・総務・管理を中心に再編を行います。

また、新卒者の採用・教育を引き続き継続するとともに、優れた専門的能力を持つ人材の中途採用も積極的に行います。地域を知り尽くした従業員を育成して戦力化するため、職務別教育、キャリア開発教育、国内研修等を実施してまいります。

また、ダイバーシティ活動チームを中心に、職場環境の改善や対策を提案し、多様化する従業員が生き生きと能力を最大限発揮できる職場環境や公正な評価ができる人事制度の構築に取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は、食料品及び日用雑貨品等の小売販売及びテナントに対する不動産賃貸業等を行っております。

(7) 主要な営業所

① 本社

福岡市博多区大井2丁目3番1号

② 営業店舗

当社は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内の店舗で営業活動を行っており、総店舗数は162店舗となります。その分布は次のとおりです。なお、当事業年度は新店6店舗、業態転換1店舗となっております。

【福岡県・佐賀県】

(単位:店)

県・市名	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	ザ・ビッグ エクスプレス	計
合計	121	19	16	6	162
福岡県	30	16	8	4	58
福岡市	6	12	3	-	21
北九州市	7	-	1	1	9
久留米市	3	-	2	1	6
大野城市	1	1	-	-	2
八女市	2	-	-	-	2
その他	11	3	2	2	18
佐賀県	12	1	6	-	19
佐賀市	7	-	-	-	7
鳥栖市	1	1	1	-	3
その他	4	-	5	-	9

【長崎県・熊本県・大分県】

(単位:店)

県・市名	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	ザ・ビッグ エクスプレス	計
長崎県	19	-	-	-	19
長崎市	5	-	-	-	5
佐世保市	4	-	-	-	4
大村市	3	-	-	-	3
諫早市	3	-	-	-	3
その他	4	-	-	-	4
熊本県	21	-	2	2	25
熊本市※	13	-	2	2	17
荒尾市	2	-	-	-	2
その他	6	-	-	-	6
大分県	13	-	-	-	13
大分市	7	-	-	-	7
別府市	2	-	-	-	2
その他	4	-	-	-	4

※COCOSA B1はマックスバリュに含めております。

【宮崎県・鹿児島県】

(単位:店)

県・市名	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	ザ・ビッグ	ザ・ビッグ エクスプレス	計
宮崎県	15	-	-	-	15
宮崎市	8	-	-	-	8
都城市	2	-	-	-	2
延岡市	2	-	-	-	2
その他	3	-	-	-	3
鹿児島県	11	2	-	-	13
鹿児島市	5	-	-	-	5
鹿屋市	4	-	-	-	4
その他	2	2	-	-	4

※今年度は新店6店舗、業態転換1店舗となっております。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当期末	前期末比増減		
1,546名	58名増	43歳6ヶ月	7年7ヶ月

(注) 1. 従業員数については、イオングループ会社への出向者21名を含まず、イオングループ会社からの受入れ出向者105名を含んでおります。

2. 上記従業員のほか、フレックス社員（パートタイマー）の期中平均人員は6,358名（ただし、1日8時間換算による）です。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の株式を78.18%(5,927千株)保有しております。なお、同社の直接保有は76.70%(5,815千株)となっております。

当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

② 親会社等との間の取引等に関する事項

ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等の商品取引条件については、仕入価格、代金決済方法等、業界の慣習等に則り、他社と同様の交渉の上、取引を決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との取引については、その重要性に応じて取締役会に付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会の決議において実施の可否を判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株式会社西日本シティ銀行	120
株 式 会 社 肥 後 銀 行	95
明治安田生命保険相互会社	45
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	10
株 式 会 社 大 分 銀 行	5

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策と位置づけており、事業規模の拡大と経営の効率化によって企業価値を高めるために必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続して行っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、2019年8月末日現在において、当社株式をお持ちの株主さまに対して、1株につき20円の普通配当を実施させていただきました。

また、2020年4月10日開催の取締役会において、1株につき15円の普通配当を決議いたしました。これにより、年間の配当金は1株当たり35円となります。

なお、期末配当金のお支払い開始日（効力発生日）は2020年4月27日（月）を予定しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社及びイオン九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。また、イオン九州株式会社及びイオンストア九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 25,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,582,048株

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 5,349名

(5) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持株比率(%)
イ オ ン 株 式 会 社	5,815	76.70
マックスバリュ九州従業員持株会	158	2.08
マックスバリュ九州共栄会	152	2.01
横 尾 由 佳	49	0.65
株 式 会 社 エ ー ブ ル	39	0.51
山 本 ス ス ミ	37	0.49
ミ ニ ス ト ッ プ 株 式 会 社	32	0.43
マックスバリュ西日本株式会社	30	0.39
加 藤 産 業 株 式 会 社	30	0.39
三 菱 食 品 株 式 会 社	30	0.39

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の状況

発 行 回 次		第 1 回(2012年度)新株予約権	第 2 回(2013年度)新株予約権
発 行 決 議 日		2013年 4 月 9 日	2014年 4 月 8 日
新 株 予 約 権 の 数		217個	113個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 21,700株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 11,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額	1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額
権 利 行 使 期 間		2013年 6 月10日から 2028年 6 月 9 日まで	2014年 6 月10日から 2029年 6 月 9 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17個	新株予約権の数 9 個
		目的となる株式数 1,700株	目的となる株式数 900株
		保有者数 1 名	保有者数 1 名

発 行 回 次		第 3 回(2014年度)新株予約権	第 4 回(2015年度)新株予約権
発 行 決 議 日		2015年 4 月 9 日	2016年 4 月13日
新 株 予 約 権 の 数		101個	183個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 10,100株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 18,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額	1 株当たりの払込金額 1 円に「新株予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額
権 利 行 使 期 間		2015年 6 月10日から 2030年 6 月 9 日まで	2016年 6 月10日から 2031年 6 月 9 日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 9 個	新株予約権の数 17個
		目的となる株式数 900株	目的となる株式数 1,700株
		保有者数 1 名	保有者数 1 名

発 行 回 次		第 5 回(2016年度)新株予約権	第 6 回(2017年度)新株予約権		
発 行 決 議 日		2017年 4 月12日	2018年 4 月11日		
新 株 予 約 権 の 数		98個	109個		
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 9,800株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 10,900株 (新株予約権 1 個につき100株)		
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株 予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額	1 株当たりの払込金額 1 円に「新株 予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額		
権 利 行 使 期 間		2017年 6 月10日から 2032年 6 月 9 日まで	2018年 6 月10日から 2033年 6 月 9 日まで		
行 使 の 条 件		(注)	(注)		
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	0 個	新株予約権の数	34個
		目的となる株式数	0 株	目的となる株式数	3,400株
		保有者数	0 名	保有者数	2 名

発 行 回 次		第 7 回(2018年度)新株予約権
発 行 決 議 日		2019年 4 月10日
新 株 予 約 権 の 数		109個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 10,900株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		1 株当たりの払込金額 1 円に「新株 予約権の数」に定める新株予約権 1 個当たりの株式を乗じた金額
権 利 行 使 期 間		2019年 6 月10日から 2034年 6 月 9 日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 86個
		目的となる株式数 8,600株
		保有者数 3 名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を引き受けた取締役は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	佐々木 勉	
取 締 役	田 中 實	執行役員営業担当
取 締 役	南 谷 和 彦	執行役員商品担当
取 締 役	青 木 孝 一	(株)ライフワークス・ラボ取締役
取 締 役	林 田 ス マ	(株)福岡中央銀行社外取締役 公益財団法人大野城まどかびあ館長 学校法人中村学園理事 福岡県文化団体連合会副理事長 独立行政法人国立文化財機構理事（非常勤）
常 勤 監 査 役	宮 崎 雅 典	
監 査 役	古 賀 和 孝	古賀・花島・桑野法律事務所弁護士 九州電力(株)取締役監査等委員（社外） 麻生商事(株)社外監査役
監 査 役	久 家 基 裕	(株)山陽マルナカ常勤監査役

- (注) 1. 取締役青木孝一氏及び林田スマ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は青木孝一氏及び林田スマ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役宮崎雅典氏、監査役古賀和孝氏及び久家基裕氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、当社は古賀和孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 2019年5月24日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、取締役井上渡氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めております。

これに基づき、当社と社外取締役である青木孝一氏及び林田スマ氏並びに社外監査役である古賀和孝氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。これは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失が無い場合に限定して、責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする旨の内容になっております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取 締 役 （うち社外取締役）	6 (2)	65 (7)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	18 (18)
計 （うち社外役員）	9 (5)	83 (25)

(注) 1. 2012年5月11日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額250百万円以内(うち、金銭報酬額220百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分30百万円)、また、2003年10月10日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は年額30百万円以内です。

2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

- ①当事業年度に係る業績報酬 6百万円
- ②ストックオプションによる報酬額 7百万円

3. 株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第18期の業績に基づき、2020年4月10日開催の取締役会で決定し、2020年5月10日に権利付与することといたしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

氏名	地位	兼任先及び兼任内容	他の法人等との関係
青木 孝一	社外取締役	(株)ライフワークス・ラボ 取締役	当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。
林田 スマ	社外取締役	(株)福岡中央銀行社外取締役 公益財団法人大野城まどかびあ館長 学校法人中村学園理事 福岡県文化団体連合会副理事長 独立行政法人国立文化財機構理事 (非常勤)	当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。
宮崎 雅典	社外監査役		
古賀 和孝	社外監査役	古賀・花島・桑野法律事務所弁護士 九州電力(株)取締役監査等委員(社外) 麻生商事(株)社外監査役	当社と兼任先との間に特筆すべき取引関係はありません。
久家 基裕	社外監査役	(株)山陽マルナカ常勤監査役	(株)山陽マルナカは当社の親会社のイオン(株)の子会社であるマックスバリュ西日本(株)の子会社です。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	青 木 孝 一	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席するとともに、経営会議にも積極的に出席し、経営者としての幅広い経験に基づき、主に経営管理の観点から議案・審議等につき適切な発言を適宜行っております。
取締役	林 田 ス マ	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席するとともに、経営会議にも積極的に出席し、アナウンサー等で培われた豊富な経験や高い見識等に基づき、主に女性生活者の観点から議案・審議等につき有用な発言を適宜行っております。
監査役	宮 崎 雅 典	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、イオン㈱のグループ企業の取締役を長年経験され培われた人事管理やリスクマネジメントの専門的知識・経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を適宜行っております。
監査役	古 賀 和 孝	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地より経営の監督と健全な経営のため、適切な助言・監督を適宜行っております。
監査役	久 家 基 裕	当事業年度開催の取締役会13回（定例12回、臨時1回）の全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、イオン㈱のコーポレート・コミュニケーション部及びグループ企業の監査役等で培われた専門的知識・経験を活かし、当社の経営に対して適切な助言・監督を適宜行っております。

③ 当社の親会社または親会社の子会社等から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額

区分	人数	当社の親会社の子会社等からの報酬等の総額
社外監査役	1名	12百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32
当社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等についての監査役会の同意理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすためコンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオングループ共通のイオン行動規範を制定しています。
- ②当社の取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに各主管部署から定期的に報告を受けます。
- ③当社はイオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度(イオン行動規範110番)にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。なお、通報者に対しては不利な取扱いを行いません。
- ④財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保します。
- ⑤反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して会社をあげて組織的に対応する風土を醸成します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行います。
- ②当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
- ③個人情報保護については、個人情報コンプライアンスマニュアルに基づき対応しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の取締役は、取締役会の決定により、社員は職務責任権限規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。
- ②当社の取締役会は、内部統制担当を選任し、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理し、リスク管理の状況を取締役会またはその他重要な会議において定期的に報告します。
- ③当社の取締役は、自己の担当領域に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等により全従業員に徹底します。
- ④当社の取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ⑤災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規程・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底します。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については経営会議及び取締役会において決定します。
- ②当社の取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規程・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めます。

(5)当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①イオングループ各社の関係部門が定期的に担当会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めていきます。但し、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制とします。
- ②親会社との利益相反取引については、当社の利益を損なわない方策を講じます。
- ③当社の子会社に対しては、当社取締役会に営業・コンプライアンス・リスク管理に係る報告を求め、法改正対応の動向・対応の検討・業務効率の向上に関する情報共有を進める体制とします。
- ④当社は、当社子会社の業務の適正を確保するために、経営監査部が定期的に業務監査を実施するとともに、当社本社の管理担当部門が横断的に指導し、業務の適正化を推進します。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置します。

(7)使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役スタッフについては、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得るものとします。

(8)使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社の監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(9)当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。
- ②当社の常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進めます。
- ③当社の常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。

- ④当社の監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていきます。
- ⑤当社及び当社子会社は、当社監査役へ報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び従業員等に周知徹底します。
- ⑥当社の監査役が、その職務の執行について予算外の費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

上記業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

①リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、商品の安全・品質、重大な災害・事故及び法令違反等のリスクが発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるよう「リスク管理規程」を整備し、当社のリスクを統括的に管理しております。

②コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンスに係るリスクについては、それぞれの担当部署において規定・マニュアルを制定し対応するとともに、取締役や従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

③リスク管理及びコンプライアンスへの取り組みを推進する会議体の再構築

上記取り組みの推進を強力に図るとともに、課題を明確にして取り組みのスピードを上げるために、従来の会議体から分離独立した「リスクマネジメント委員会」を毎月開催しており、当事業年度は12回開催しました。議長を代表取締役社長、メンバーを取締役、執行役員含む経営会議メンバーとし、重点取り組み課題の明示とその進捗状況の確認、対策検討を行っております。

④取締役の職務の執行について

当社は、原則として月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っております。

⑤監査役の職務の執行について

当社の監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会、経営会議等重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、代表取締役、会計監査人並びに経営監査部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(注) 1. 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,592	流 動 負 債	23,927
現金及び預金	11,211	支払手形	15
売掛金	2,502	買掛金	16,477
商 品	4,814	短期借入金	100
貯 蔵 品	53	1年内返済予定の長期借入金	135
前払費用	500	リース債務	13
その他の	1,510	未払金	1,815
固 定 資 産	20,669	未払費用	2,436
有 形 固 定 資 産	13,194	未払法人税等	470
建 物	7,148	預り金	860
構 築 物	483	前受収益	40
車両運搬具及び工具器具備品	2,665	賞与引当金	218
土 地	2,875	役員業績報酬引当金	11
リース資産	12	店舗閉鎖損失引当金	8
建設仮勘定	10	資産除去債務	3
無 形 固 定 資 産	228	その他の	1,321
ソフトウェア	215	固 定 負 債	2,029
その他の	13	長期借入金	75
投資その他の資産	7,246	リース債務	3
投資有価証券	357	資産除去債務	1,177
出 資 金	0	その他の	773
長期前払費用	396	負 債 合 計	25,956
繰延税金資産	1,739	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	4,753	株 主 資 本	15,086
資 産 合 計	41,261	資 本 金	1,626
		資 本 剰 余 金	1,472
		資 本 準 備 金	1,472
		利 益 剰 余 金	11,987
		利 益 準 備 金	72
		その他利益剰余金	11,914
		固定資産圧縮積立金	8
		別途積立金	7,800
		繰越利益剰余金	4,106
		評価・換算差額等	156
		その他有価証券評価差額金	156
		新 株 予 約 権	62
		純 資 産 合 計	15,305
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,261

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		182,627
売 上 原 価		138,683
売 上 総 利 益		43,943
そ の 他 営 業 収 入		2,386
営 業 総 利 益		46,329
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		43,880
営 業 利 益		2,449
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	4	
受 取 保 険 金	31	
そ の 他	7	58
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
そ の 他	40	45
経 常 利 益		2,463
特 別 利 益		
災 害 保 険 金 収 入	97	97
特 別 損 失		
減 損 損 失	412	
災 害 に よ る 損 失	185	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	8	606
税 引 前 当 期 純 利 益		1,954
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	754	
法 人 税 等 調 整 額	△28	726
当 期 純 利 益		1,228

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 3 月 1 日から)
(2020年 2 月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本 合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,612	1,457	1,457	72	9	7,800	3,254	11,137	-	14,206
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	14	14	14							29
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩					△1		1	-		-
剰 余 金 の 配 当							△378	△378		△378
当 期 純 利 益							1,228	1,228		1,228
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)										-
当 期 変 動 額 合 計	14	14	14	-	△1	-	851	849	-	879
当 期 末 残 高	1,626	1,472	1,472	72	8	7,800	4,106	11,987	-	15,086

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	204	204	71	14,483
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				29
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△378
当 期 純 利 益				1,228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	△47	△9	△57
当 期 変 動 額 合 計	△47	△47	△9	821
当 期 末 残 高	156	156	62	15,305

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

売価還元原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

- ・建物

（営業店舗） 15年～34年

（建物附属設備） 3 年～18年

- ・構築物 3 年～30年

- ・車両運搬具及び工具器具備品 2 年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

③役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

④店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴う損失に備えるため、退店時における中途解約金等の閉店関連損失見込額を退店意思決定時に計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	339百万円
土地	1,304百万円
計	1,643百万円

②担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定を含む)	20百万円
-------------------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,976百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	142百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	318百万円
------------	--------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数（千株）
普 通 株 式	7,582

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数（千株）
普 通 株 式	—

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会	普通株式	226	30	2019年 2月28日	2019年 5月7日
2019年10月9日 取締役会	普通株式	151	20	2019年 8月31日	2019年 10月23日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年4月10日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	113	15	2020年 2月29日	2020年 4月27日

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	2013年 4月9日 取締役会 決議分	2014年 4月8日 取締役会 決議分	2015年 4月9日 取締役会 決議分	2016年 4月13日 取締役会 決議分	2017年 4月12日 取締役会 決議分	2018年 4月11日 取締役会 決議分	2019年 4月10日 取締役会 決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	5,700株	3,000株	3,000株	7,400株	2,300株	5,700株	10,900株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融によっております。

営業債権である売掛金は、主としてクレジット会社等に対するもので、回収期間は短期であり、貸倒実績はありません。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日です。

借入金主として設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預金	11,211	11,211	-
売掛金	2,502	2,502	-
投資有価証券	351	351	-
差入保証金 (1年内償還予定の差入保証金含む)	4,869	4,985	115
支払手形	(15)	(15)	-
買掛金	(16,477)	(16,477)	-
短期借入金	(100)	(100)	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(210)	(209)	△0

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(4)支払手形、買掛金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 非上場株式（貸借対照表計上額6百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産	1,405百万円
無形固定資産	112百万円
資産除去債務	360百万円
その他	217百万円
繰延税金資産 小計	2,094百万円
評価性引当額	△203百万円
繰延税金資産 合計	1,891百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	67百万円
資産除去債務に対応する除去費用	81百万円
その他	3百万円
繰延税金負債 合計	152百万円
繰延税金資産の純額	1,739百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

兄弟会社

種類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との 関係	取 引 の 容 容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社 の子会 社	イオンクレジット サービス株式会社	－	クレジット 業務等委託	クレジット 販売等の債 権譲渡	78,896	売掛金	1,772
	イオンリテール 株式会社	－	営業取引	商品仕入	11,895	買掛金	1,326
	イオントップバリュ 株式会社	－	営業取引	商品仕入	12,871	買掛金	1,462
	イオンリカー 株式会社	－	営業取引	商品仕入	5,582	買掛金	626

(注) 1. 上記の金額のうち、期末残高については消費税等が含まれており、取引金額のうち、クレジット販売等の債権譲渡を除き消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) クレジット販売等の債権譲渡については、一般取引条件を参考に決定しております。
- (2) 商品仕入については商品の仕入価格、代金決済方法等については市場価格、総原価、業界の商習慣等を考慮し、交渉のうえ、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,010円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 162円12銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(合併契約締結について)

当社、イオン九州株式会社（以下「イオン九州」といいます。）、イオンストア九州株式会社（以下「A S 九州」といいます。）及びイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は、2018年10月10日に当社、イオン九州及びA S 九州の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社、イオン九州及びA S 九州は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州を存続会社とする合併を実施することを、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、吸収合併契約を締結いたしました。なお、本合併の効力発生日（2020年9月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所において、2020年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2020年8月27日）となる予定です。

1. 合併の目的

食品・非食品各分野における仕入規模の拡大による価格訴求力の強化等のメリットを享受できること、当社のローコストオペレーションを、イオン九州、A S 九州に波及させることで、今後の業績改善をより堅調に進めること、また、本社機能の集約・経営資源の最適配分を行うことが、シナジーの発揮に繋がり、統合会社全体の企業価値向上のためにも非常に有益であると判断いたしました。

特に、食品の分野においては、お客さまの食に対する志向の多様化やデジタル化に対応し、九州の食文化の向上に資することにより、九州エリアにおいて「リーディングカンパニー」となる市場シェアNo. 1を目指して相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」を目指してまいります。具体的には、統合シナジーを発揮し、商品調達力を上げ、より激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を進めてまいります。

2. 合併の方法

①当社とイオン九州の合併（以下「本合併」といいます。）

当社及びイオン九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

②イオン九州とA S 九州の合併（以下「AS九州合併」といいます。）

イオン九州及びA S 九州は、イオン九州を吸収合併存続会社、A S 九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

3. 合併後の企業の名称

イオン九州株式会社

4. 本経営統合の日程

本基本合意書締結日（当社、イオン九州、A S 九州）	2018年10月10日
本件取引に関する取締役会決議日（当社、イオン九州、A S 九州）	2020年4月10日
本合併契約及びA S 九州合併契約締結日（当社、イオン九州、A S 九州）	2020年4月10日
定時株主総会における本合併及びA S 九州合併契約承認決議日（イオン九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議日（当社）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会におけるA S 九州合併契約承認決議日（A S 九州）	2020年5月14日（予定）
最終売買日（当社）	2020年8月27日（予定）
上場廃止日（当社）	2020年8月28日（予定）
本件取引の効力発生日	2020年9月1日（予定）

5. 本合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、イオン九州の普通株式1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス、イオン九州はSMB C日興証券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

当社およびイオン九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデューリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり協議を重ね、決定いたしました。

(3) 当事会社の概要

	吸収合併存続会社
(1) 名称	イオン九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柴田 祐司
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品、ホームセンター商品等の小売事業
(5) 資本金	3,161百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	205,477百万円
(8) 当期純利益	296百万円
(9) 純資産	14,147百万円
(10) 総資産	98,911百万円

(注) 2020年2月29日現在。

6. A S 九州合併に係る事項

(1) A S 九州合併の吸収合併消滅会社の状況

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	イオンストア九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平松 弘基
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品、ホームセンター商品等の小売事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	46,032百万円
(8) 当期純損失	▲2,462百万円
(9) 純資産	8,194百万円
(10) 総資産	22,209百万円

(注) 2020年2月29日現在。

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

(店舗譲受について)

当社は、2020年2月14日開催の取締役会決議に基づき、株式会社レッド・キャベツ（以下「レッドキャベツ」といいます。）より、2020年3月19日付で、賃借人としての地位承継又は不動産売買契約により、レッドキャベツの店舗を10店舗譲受いたしました。

1. 不動産譲受の目的

福岡県を中心にスーパーマーケット事業を展開するレッドキャベツの店舗不動産を譲り受けることにより、当該エリアでの当社の食料品販売シェアを高めるとともに、当社の持つ商品仕入ルートや物流システムを統合することにより、よりローコストな運営体制を実現することで、収益力を高めることを目的としております。

2. 譲受する相手会社の名称

株式会社レッド・キャベツ

3. 譲受資産の種類と譲受前の用途

レッドキャベツ10店舗の土地、建物、什器備品等の営業用資産及び転貸用資産一式。

4. 譲受の時期

2020年3月19日

5. 譲受価額

単位:百万円

	譲受価額
土地	2,080
建物	329
什器備品	306
計	2,715

6. その他

当社は、10店舗の店舗譲受のほか、2020年3月19日付で、レッドキャベツの店舗3店舗を賃借しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

マックスバリュ九州株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤	啓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田	徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（合併契約締結について）に記載されているとおり、会社及びイオン九州株式会社は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2020年4月10日付で締結した。また、イオン九州株式会社は、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を同日付で締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由（親会社等との間の取引）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

マックスバリュ九州株式会社 監査役会

常勤監査役	宮	崎	雅	典	㊟
社外監査役	古	賀	和	孝	㊟
社外監査役	久	家	基	裕	㊟

以 上